



平成 30 年 10 月 18 日

各 位

上場会社名 日 特 建 設 株 式 会 社
代 表 者 名 代表取締役社長 永 井 典 久
コード番号 1 9 2 9 (東証第 1 部)
問 合 せ 先 常務執行役員経営戦略本部副本部長
川口 利一
(電話番号) 0 3 - 5 6 4 5 - 5 0 8 0

**株式会社エーエヌホールディングスによる
当社普通株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ**

株式会社エーエヌホールディングス（以下「公開買付者」といいます。）が、平成 30 年 9 月 3 日より実施しておりました当社の普通株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）が平成 30 年 10 月 17 日をもって終了し、本日、当社は公開買付者より、添付資料のとおり本公開買付けの結果について報告を受けましたので、お知らせいたします。

以 上

(添付資料)

株式会社エーエヌホールディングスによる平成 30 年 10 月 18 日付け「日特建設株式会社普通株式（証券コード 1929）に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」

各 位

会 社 名 株式会社エーエヌホールディングス
 代表者名 代表取締役社長 古野 金廣

日特建設株式会社普通株式（証券コード 1929）に対する
 公開買付けの結果に関するお知らせ

株式会社エーエヌホールディングス（以下「公開買付者」といいます。）は、平成30年8月31日開催の取締役会において、日特建設株式会社（以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決議し、平成30年9月3日より本公開買付けを実施していましたが、本公開買付けが平成30年10月17日をもって終了いたしましたので、以下のとおり、お知らせいたします。

記

1. 買付け等の概要

(1) 公開買付者の名称及び所在地

株式会社エーエヌホールディングス
 東京都千代田区内幸町一丁目1番7号

(2) 対象者の名称

日特建設株式会社

(3) 買付け等に係る株券等の種類

普通株式

(4) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
6,783,810 株	—	6,783,810 株

(注1) 応募株券等の総数が買付予定数の上限（6,783,810 株）以下のときは、応募株券等の全部の買付け等を行います。応募株券等の総数が買付予定数の上限（6,783,810 株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）第 27 条の 13 第 5 項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第 32 条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

(注2) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

(注3) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(5) 買付け等の期間

① 届出当初の買付け等の期間

平成 30 年 9 月 3 日（月曜日）から平成 30 年 10 月 17 日（水曜日）まで（30 営業日）

- ② 対象者の請求に基づく延長の可能性
該当事項はありません。

(6) 買付け等の価格

普通株式1株につき、金780円

2. 買付け等の結果

(1) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、応募株券等の総数(11,476,650株)が買付予定数の上限(6,783,810株)を超えたため、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

(2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第27条の13第1項の規定に基づき、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により、平成30年10月18日に、本公開買付けの結果を報道機関に公表いたしました。

(3) 買付け等を行った株券等の数

株券等種類	① 株式に換算した応募数	② 株式に換算した買付数
株 券	11,476,650株	6,783,900株
新株予約権証券	－株	－株
新株予約権付社債券	－株	－株
株券等信託受益証券 ()	－株	－株
株券等預託証券 ()	－株	－株
合 計	11,476,650株	6,783,900株
(潜在株券等の数の合計)	－	(－株)

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	173,718個	(買付け等前における株券等所有割合 41.65%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	0個	(買付け等前における株券等所有割合 0.00%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	241,557個	(買付け等後における株券等所有割合 57.91%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	0個	(買付け等後における株券等所有割合 0.00%)
対象者の総株主の議決権の数	415,378個	

(注1) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」及び「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者(但し、対象者が所有する自己株式及び

特別関係者のうち法第 27 条の 2 第 1 項各号における株券等所有割合の計算において府令第 3 条第 2 項第 1 号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。) が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注 2) 「対象者の総株主の議決権の数」は、対象者の平成 30 年 8 月 9 日提出の第 72 期第 1 四半期報告書に記載された平成 30 年 3 月 31 日現在の総株主の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては、単元未満株式についても本公開買付けの対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、単元未満株式に係る議決権の数(第 72 期第 1 四半期報告書に記載された平成 30 年 3 月 31 日現在の単元未満株式 174,591 株から、平成 31 年 3 月期第 1 四半期決算短信に記載された平成 30 年 6 月 30 日現在の対象者の保有する単元未満自己株式 6 株を控除した 174,585 株に係る議決権の数である 1,745 個)を加えた株式数(41,712,385 株)に係る議決権の数(417,123 個)を分母として計算しております。

(注 3) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

① 計算方法

応募株券等の総数(11,476,650 株)が買付予定数の上限(6,783,810 株)を超えたため、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第 27 条の 13 第 5 項及び府令第 32 条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います(各応募株券等の数に 1 単元(100 株)未満の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。)

あん分比例の方式による計算の結果生じる 1 単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限を超えたため、買付予定数の上限を下回らない数になるまで、四捨五入の結果切り上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を 1 単元(あん分比例の方法により計算される買付株数に 1 単元未満の株数の部分がある場合は当該 1 単元未満の株数)減少させるものとししました。但し、切り上げられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定数の上限を下回ることとなったため、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽せんにより買付株数を減少させる株主を決定しました。

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目 5 番 2 号
カブドットコム証券株式会社(復代理人)	東京都千代田区大手町一丁目 3 番 2 号

② 決済の開始日

平成 30 年 10 月 24 日(水曜日)

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の住所又は所在地宛に郵送します。なお、復代理人による交付はログイン後画面を通じ電磁的方法により行います。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人又は復代理人から応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金します。

④ 株券等の返還方法

返還することが必要な株券等は、公開買付期間末日の翌々営業日以後速やかに、返還すべき株券等を応募が行われた直前の記録に戻すことにより返還します。

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

当社が平成 30 年 8 月 31 日付で公表した「日特建設株式会社普通株式（証券コード 1929）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」記載の内容から変更はありません。

4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

株式会社エーエヌホールディングス
（東京都千代田区内幸町一丁目 1 番 7 号）
株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号）

以 上